**いちき串木野市有地及び建物の売却等募集要項**

　本市が所有する市有地等（土地及び建物）の売却又は売却前提の貸付けを行います。

１．募集内容等

(1）対象地

　　・所在地：いちき串木野市栄町19番　外2筆

　　・土地面積(栄町19番)：1,145.52㎡（約347坪）

・土地面積(栄町19番2)：698㎡（約211坪）

・土地面積(栄町21番の一部)：約513.01㎡（約155坪）

　　・建物面積(事務所)：234.46㎡

　　・建物面積(車庫)：38.4㎡

　　・建物(事務所)：昭和59年建築、事務所（軽量鉄骨青色亜鉛鉄板葺）

　　・建物(車庫)：昭和60年建築、車庫（鉄骨造ストレート葺）

　　※建物2棟については、未登記です。

(2）利用用途

　①　契約者は、契約締結の日から５年間、購入した土地を次の事業又は事務所等の用に供することはできません。

　ア　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業，同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する事業

　イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する団体の事務所

　②　契約者は、上記①の条件に違反した場合は、市の定める金額を違約金として市に支払わなければなりません。

　　　※売却の際のみ違約金は発生いたします。

③　都市計画区域の用途地域に指定されています。申し込みを行う場合は、必ず事前にご相談ください。（用途により、申し込みが出来ない場合もあります）

(3)申込み等

　　別添の様式により買受け又は借受けを選択のうえ、申し込んでください。

(4)申込者の資格

　　売却代金又は貸付料の支払が可能な方ならどなたでも申込みできますが、次に掲げる者は申込みできません。

①契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者

②市町村税を滞納している者

③いちき串木野市暴力団排除条例（平成25年3月29日条例第11号）第2条に規定

する暴力団員に該当する者

　　④その他、市長が不適切と認める者

(5)申込受付期間

　　随時受付（土・日・祝日は除く）

午前9時から午後5時まで

※但し、既に売却済みであったり、都合により売却を中止する場合もありますので、必ず事前にご確認ください。

(6)申込方法

　　以下の必要な書類等に必要事項をご記入の上、直接提出してください。

　　①申込み提出書類

　　　ア　いちき串木野市有物件買受等申込書（様式1号）

　　　イ　誓約書（様式2号）

　　　ウ　市町村税の納税証明書：直近1年分

　②注意事項

　　　原則、物件は現状引渡しとなり、貸付期間においても、維持修繕等の一切の費用は借受者の負担となりますので、事前に現地を確認してください。必要に応じて現地説明は行います。

(7)申込受付

　いちき串木野市役所財政課契約管財係（串木野庁舎２階）

　〒896-8601　いちき串木野市昭和通133番地1　℡0996-33-5629

(8)決定方法

　市で審査会を開催し、売却又は貸付けをするのに適当と認められる者を決定します。

(9)その他

　売却又は貸付け決定後、分筆登記及び境界確定を行います。

２．売却について

(1)売却価格

　　　金額44,102,000円

(2)売買契約

　　①契約

　　　買受予定者は、契約書（記名押印したもの）及び契約に必要な書類（印鑑証明書及

び収入印紙）を提出してください。なお、締結時期は別途、本市と協議のうえ定め

ます。

　　②契約保証金の納入

　　　売買契約締結前に、契約保証金として売買金額の10％相当額を本市が発行する納入

通知書により、本市が指定する金融機関に納入が必要です。なお、契約保証金は売

買代金に充当するものとします。

　　※買受人予定者が売買代金を本市が指定する期日までに納入しないときは、本市は

契約を解除することができます。その場合、契約保証金は本市に帰属することにな

ります。

(3)売買代金の納入

　　売買契約締結後30日以内に、売買代金を本市が発行する納入通知書により、本市が

　　指定する金融機関に納入してください。なお、売買代金を納入した時点で、契約保証

　　金を売買代金に充当するものとしますので、売買代金から契約保証金を差し引いた金

　　額を納入していただきます。

(4)引渡し等

　　買受人予定者が売買代金を完納したときに現状のまま引渡しを行います。引渡し後の公租公課は、買受人の負担となります。

(5)所有権移転登記

　　所有権の移転登記は、売買代金完納後にいちき串木野市が直接行いますので、売買代

金を納付されたら、速やかに下記の書類等をご提出ください。

　　・　納入通知書の領収書

　　・　登録免許税額に相当する収入印紙（登録免許税額は「参考」に記載）

　　※　所有権移転登記に必要な登録免許税、その他本契約の締結及び履行に必要な一切

の費用は購入者の負担となります。

(6)譲渡制限

　　売買契約を締結してから5年間は、相続による場合を除き、本市の承諾を得ずに買受

人が第三者へ譲渡することはできません。

※上記に違反した場合は、市はこの契約を解除することができるものとします。

３．貸付けについて

(1)貸付期間

　　本物件等の貸付けについては、申込者の申し出により、買受を条件として、契約締結日から5年以内を限度に貸付けができるものとします。なお、期間内に借受者から購入の意思があった場合は、売却することができるものとします。

(2)貸付料

　　年額958,400円

なお、5年以内に売買契約を締結した時点で、既に納付した貸付料を売買代金に充当するものとし、売買代金から納付した貸付料を差し引いた金額を納入していただきます。また、契約保証金については、「２．売却について」と同様の取扱いとします。

(3)その他の費用

　　土地・建物など本物件に係るすべての維持修繕費に要する一切の費用は、買受予定者が負担するものとします。

（参考）

|  |
| --- |
| 印紙税額表 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 契　約　金　額 | | | | 印　紙　税　額 | |
| 10万1円 | ～ | 50万円 | まで | ２００ | 円 |
| 50万1円 | ～ | 100万円 | まで | ５００ | 円 |
| 100万1円 | ～ | 500万円 | まで | １，０００ | 円 |
| 500万1円 | ～ | 1,000万円 | まで | ５，０００ | 円 |
| 1,000万1円 | ～ | 5,000万円 | まで | １０，０００ | 円 |
| 5,000万1円 | ～ | 1億円 | まで | ３０，０００ | 円 |
| 1億1円 | ～ | 5億円 | まで | ６０，０００ | 円 |

　　※　上記の印紙税額は、令和4年3月31日までの間に作成されるものについて定められたものです。

|  |
| --- |
| 登録免許税額 |

|  |
| --- |
| 課税標準額　×　2.0％（土地のみR5.3.31までの間に登記を受ける場合は、1.5％） |

　　※　課税標準額は、通常市町村の固定資産税課税台帳に登録された価格（評価額）が使われます。

様式１号

いちき串木野市有物件買受等申込書

令和　　年　　月　　日

いちき串木野市長　中屋　謙治　様

住　所

氏　名

連絡先

本市の市有地及び建物を買受け（借受け）たく、下記のとおり申込みます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 買受（貸付）の別 | 買受　　　　　・　　　　　借受（売買条件付き） |
| 借受期間 （借受けの場合）  ※５年以内 | 令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日　まで |
| 使用目的 |  |
| 使用内容 |  |
| 備　考 |  |

添付資料　①誓約書（様式２号）

　　　　　②その他必要書類

様式２号

誓　約　書

令和　　年　　月　　日

いちき串木野市長　中屋　謙治　様

住　所

氏　名

連絡先

私は、市有地の賃貸借契約（売買契約）にあたり、いちき串木野市暴力団排除条例（平成25年3月29日条例第11号）第2条に規定する暴力団等に該当しないことについて誓約します。

　なお、私の暴力団に関する事項について、鹿児島県警察本部へ照会がなされることについて同意します。

※参考（いちき串木野市暴力団排除条例）

　（定義）

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条

第2号に規定する暴力団をいう。

(2)暴力団員　法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。